








議会事務局			編さん番号					
起案	平成 21 年 2 月 16 日	施行	平成 年 月 日					
決裁	平成 21 年 2 月 23 日	完結	平成 年 月 日					
分類番号	002-007	保存年限	永年					
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）							
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無					
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）							
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）							
件名	総務常任委員会 1 2 月 定例会 会議録							
伺い文	別添のとおり報告いたします。							
決 裁 欄	議 長 	委員長 	局 長 	局次長 	課長補佐 	起案者 川瀬 隆之 	議事係 主任 	電話 2266
合 議	公印承認						文書主任	
決裁後供覧	意見又は処理方針							

川口市議会総務常任委員会

- 1 日 時 平成20年12月15日(月) 開会 午前10時01分
閉会 午前11時20分
- 2 場 所 市議会第4委員会室
- 3 審査順序 別紙のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり

総務常任委員会出席者

本日の出席委員 10名

前原博孝 委員長
市原光吉 委員
稲川和成 委員
石橋俊伸 委員
田口順子 委員

星野洋子 副委員長
白根大輔 委員
篠田文男 委員
板橋博美 委員
阿部ひろ子 委員

欠席委員 なし

説明のため出席した理事者

村川勝司 企画財政部長
橋口純一 財政課長
江連保明 職員課長
横田智尚 管財課長
早船 浩 市民税課長
沢田龍哉 自治振興課長

押田善司 総合政策課長
中島陽二 総務部長
吉田博一 理財部長
岩澤幸男 税制課長
両家完二 市民生活部長
鶴巢敏行 かむぐち市民パートナー
ステーション所長

書 記

係 長 丸山清代 主 任 川瀬隆之

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

◎開 会

○前原博孝委員長 おはようございます。

本日は、公私ともにお忙しい中を当委員会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、開会に先立ち、審査順序につきましてお諮りいたします。

本日の審査順序につきましては、机上に配付してあります案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

午前10時1分開会

○前原博孝委員長 それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

◎議案第111号 平成20年度川口市一般会計補正予算（第3号）

○前原博孝委員長 最初に、歳出の部、第2款総務費及び歳入の部、第16款財産収入ないし第20款諸収入を一括議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

○村川勝司企画財政部長 改めまして、おはようございます。

日ごろ本市の行財政運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これより御審議いただきますのは、平成20年度一般会計補正予算（第3号）のうち歳出の部、第2款総務費及び歳入の部、第16款から第20

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

款についてでございます。詳細につきましては担当課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重に御審査いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 おはようございます。

歳出の部、2款総務費、13目企画費の自治基本条例策定事業にかかわります補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正予算説明書は12ページでございます。

今回の補正は、1節報酬の委員報酬に不足が生じることからお願いするものであります。その詳細につきまして御説明申し上げます。

平成20年度当初予算におきまして、策定委員会の会議にかかる委員報酬として延べ人数696人分、208万8,000円を計上しておりました。しかしながら、今年度に入りまして、各部会から提出された意見を取りまとめる作業を行うための編集委員会が設置され、あわせて、市民に向けて条例の周知、広報のあり方を検討するための広報・PIチームを設置することになったところであります。

また、本年10月には条例素案に向けた起草作業を行うための起草委員会が設置されたこと、さらには検討作業が大詰めを迎え、平成21年3月議会の条例提出を目指して、運営調整部会、各検討部会などの開催が増えることなど、当初の想定をはるかに上回る会議が開催されることとなりました。その結果、委員報酬に不足が生じることが見込まれますので、延べ人数635人分の報酬額にあたります190万5,000円の補正をお願いするものであります。何とぞよろしくお願いいたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 財政課長

○橋口純一財政課長 おはようございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが8ページへお戻りください。

8ページの下から2番目です。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は教育施設建設基金の廃止及び教育施設整備基金の新設に伴い、基金利子をそれぞれ増減額いたすものでございます。

17款1項1目寄附金の土木費寄附金は、都市環境施設整備協力金の増加に伴い増額いたすものでございます。

10ページをお開きください。

10ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、6目教育施設建設基金繰入金は新設する教育施設整備基金に移しかえるため、基金残高の全額を繰り入れるものでございます。


19款繰越金につきましては、前年度の歳入歳出決算剰余金のうちの残額の一部を、今回の補正財源として追加いたすものでございます。

20款諸収入、5項1目雑入の4節民生費雑入の障害者等医療費雑入は、高額療養費の増に伴い増額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○前原博孝委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ 12ページの歳出についてお伺いしますが、企画費、今回の補正は延べ635人で190万5,000円の補正ということなのですが、今、現時点で委員の方は何人いらっしゃるのか、改めて確認のために

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

お伺いをしたいのと、あと、今後会議など増えるという見込みなのですが、3月めどというところで今後委員会の開催状況、今までと今後についてももう少しどのように開催を計画をされているのか、また、3月というところの進捗についてももう少し説明をいただければと思います。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 まず、委員の数でございますが、当初50人がおりましたけれども、3名がやめて、現在47名となっております。

それから、今後の会議の増えるめどあるいは開催状況ということでございますが、現在12月まで行なってきました。また、今月にこの後、各部会も四つほど部会が開催される予定でございます。それは12月9日に素案ができ上がりまして、現在パブリックコメントを開いているところでございまして、それが10日間のパブリックコメント、第2回目が行われております。それに基づく各部会での検討をしているところでございます。

そして、12月25日に起草委員会が今年最後の会議を開きます。それはパブコメの対応、各部会からきた対応。さらに、明けまして1月6日に起草委員会が開催される予定で、1月8日、これが運営調整部会。さらには1月20日という、このような流れになっています。

また、逐条解説等々をこれからつくっていかなくてはなりませんので、こちらの作業のための起草委員会のほうがさらに1月に行われる予定でございます。それに伴いそれができ上がりますと、各部会も検討をするところでございます。いずれにしましても、今後1月以降各部会も数回、さらには、運営調整部会も数回開催が予定されているところでございます。我々は、当初の目的であります3月の議会提出に向けて現在鋭意検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 今説明をいただいた中で確認なのですが、市民への説明だとか、市民の意見を聞く機会としては今回の10日間のパブリックコメントが最終ということで、今後、委員の方を中心に事業が進められるというふうに理解していいのかと思ったのですが、前回、各地区で市民説明会を開催されましたが、確認のために、今後そのような機会があるのかどうかについてもお伺いしておきたいと思います。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 今の御質問でございますが、一応パブコメを今回行っております。市民に向けて意見を聞くというのは、一応このパブコメで終了させていただきます。ただ、市民の周知ということになりますと、この後順次進めていかなくてはなりませんので、それは新年度になりましたら、そちらのほうで対応して参りたいというふうに考えています。また、啓発のパンフレット等をつくりまして、全戸配布をさせていただく。新年度予算で御可決賜りましたら、そちらの作成もしていきたいというふうに考えているところであります。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] おはようございます。

今の [REDACTED] の関連というか、ちょっと聞きたいのですけれども、PIチームを設置されてということで、多分市民の周知というのはそういう形でされたのかなというのは、私も予想できます。ただ、具体的にPIの方々、委員会を設置されたということなのですが、その人たちはどういうふうにして市民を巻き込んだのかというのが、ちょっと私には見えなかったのですけれども、具体的に説明をちょっとお願いしたいと思います。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 広報・P Iチームというものがつくられまして、こちらのほうで、最終的には市民との対話集会という形で5地区を回りました。いろいろやり方を考えていましたけれども、大きなブロックで分けまして9地区というのが川口の中にあるわけですけれども、その対応を考えたのですが、なかなか現実的には難しかったというのが1つあります。結果的には大きな地区の5地区で開催したところであります。

それが意見をいただくような形をとったのが対話集会でございまして、その中で周知ができればいいなということでもございましたので、広報・P Iチームも現在まだ残っておりますので、今後どのように活動していくということも含めまして開催は予定されております。ただ、一応委員の任期というのは、諮問に対して答申をするまでというのが一つの任期となっておりますので、今後はまた新たな組織をつくっていくことも、十分想定されるものかなというふうに思っています。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 今5地区という御説明があったのですけれども、P Iというのは別に今回の自治基本条例ではなくても、今後いろんな形で出てくると思うのですけれども、参考までにちょっとお伺いしたいのですけれども、5地区の参加人数というのをちょっと教えていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 参加人数を申し上げますと、どの地区が何名というのは今ちょっと手元に資料がございませんけれども、平均しまして10名以下でございました、各地区とも。動員をかけるのがいいのか、周知を

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

させていただいてどのくらい集まるのがいいのか、この辺がちょっとなかなか難しいなというふうに思っていて、今回PRに努めただけで、動員をかけることをせず集めたものでございます。結果的には各部会とも10人以下でございましたので、人数が少ないと言われますとそのような形になるかと思えますけれども、果たして動員をかけて集めるのがどこまで本当にいいのかというのは、ちょっとまたこれは疑問かと思いますが、PIをやる時にどのような手法をとるかというのは、今回初めての手法でしたのでいろいろ勉強させていただきましたので、いい経験にはなったかなというふうには思っています。

○前原博孝委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

○ 同様に12ページに関連して、50人のスタートで公募も含めてやったわけですが、そろそろ佳境にも入っているということなのですけれども、3人欠員ということなのですが、3人のどんな人が欠員されていて、それが公募したのであれば、もれた人の繰り上げというか、そういうのをあらかじめつくっておけば、50人を常時満たすことができるような、そんなことも思いつくんですが、欠員についての状況をちょっと詳しく報告をお願いいたします。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 3人の欠員でございますが、1人は、御主人の転勤により関西方面に転出されたという方。1人は、本人の一身上の都合でという人と、もう一人は就職、これは川口市役所に就職いたしまして、市の職員となったことに伴いまして欠員となったところで。

それから、繰り上げ補充についてであります。スタートして間もなく

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

であれば、繰り上げ補充ということも十分あったかなと思うのですが、やはり話が進み、さらには勉強を重ねていく中で、繰り上げが本当にいいのかなというのはちょっと疑問がありました。結論から申し上げますと、やはり温度差が出てきますと、そこになじむのにちょっと時間がかかるかなということで、審議は日々動いていますし、また、過程から、プロセスから進めていますので、途中参加というのはなかなか難しいのかなということをお考えまして、あえて繰り上げはしなかったところでもあります。

これは補足で余計なことかもしれませんが、3人という欠員が生じたのは事実であります。他市の事例を見ますと少ない、というのは、約半分くらいになっちゃうというのはよく聞く話で、我々としては3人というのは非常に少なく、それもやむを得ない事情で、いやになってやめたというのは一つもないわけでございますので、その辺は自信を持っているところでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ 補充、改めて、例えば、来年の3月がゴールだとすれば、3か月、4か月前に新任でまたというのもちょうとどうかなとは思いますが、ただ、全体を眺めたときに半手前くらいのところで欠員が生じた場合は、繰り上げということも考えられたのではないかというふうに今思っているところです。これは全体の50分の3ですから、今回はそんなに大きな影響はないというふうに思いますけれども、以降の参考にされたらどうかというふうに思っております。

それと、最後は確認ですが、主人が転勤されてやむなくやめる方と、それから、市の職員になったということで、身分上の変化ということでふさ

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

わしくないだろうと、これもやむを得ない。もう一方いるそうですけれども、やめた時期をそれぞれちょっと明示していただきたいというふうに思います。

○前原博孝委員長 総合政策課長

○押田善司総合政策課長 半分の手前で繰り上げということで参考にしたほうがいいということでございますので、十分参考にさせていただきます。

それから、やめた時期でございますが、転勤の方が19年9月です。それから、残る2人は20年3月31日をもってということです。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

歳出の部、第2款及び歳入の部、第16款ないし第20款を原案どおり可決することに作成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第118号 川口市交付公債条例の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第118号「川口市交付公債条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

○村川勝司企画財政部長 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第118号「川口市交付公債条例の一部を改正する条例」について財政課長より説明いたさせますので、よろしく御審査を賜り、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○前原博孝委員長 財政課長

○橋口純一財政課長 それでは、議案第118号「川口市交付公債条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げますので、一般議案の2ページをお開きいただきたいと存じます。

このたびの改正は、株式等の取引にかかわる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律により、社債等の振替に関する法律の一部が改正され、条例中に引用している同法の題名が社債、株式等の振替に関する法律に改められたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。なお、施行期日は法律に合わせ、平成21年1月5日を予定しております。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第117号 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第117号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対す

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

る説明を求めます。

総務部長

○中島陽二総務部長 おはようございます。

本日御提案いたしております議案は、議案第117号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、これにつきましては主に裁判員制度に関し、条例を改正いたすものでございます。内容につきましてはこの後職員課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 おはようございます。よろしくお願ひします。

お手元、一般議案の1ページに加えまして条例議案参考資料、同じく1ページもお開きいただきたいと存じます。

議案第117号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、この条例は地方自治法の規定に基づきまして、職員の勤務時間や休日及び休暇を定める条例でございます。

はじめに、第12条第1項の第3号の改正でございますが、この第3号は、本市以外の国家公務員や、公社及び公庫等の職員が人事交流等により本市の職員となった場合、その職員が既に取得している年次有給休暇を本市で引き継ぐという内容でございます。そして、条例議案参考資料の右側、現行の下線を、左側、改正案の沖縄振興開発金融公庫と改めますのは、今年10月の政府系金融機関の再編により、沖縄振興開発金融公庫を除く政府系の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫等に統合されたことから本

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）


条例を改めるものでございます。

次に、一般議案の7行目、また、条例議案参考資料の2ページの4行目の第14条第2項第2号中の改正でございますが、来年5月21日から始まる裁判員制度において、職員が裁判員または裁判員候補者として呼び出しがあった場合に、法律の趣旨を踏まえまして、職員が不利益とならないよう、特別休暇として参加できるよう改正するものでございます。なお、施行期日につきましては公布の日からするものでございますが、第14条関係の裁判員制度に伴う特別休暇につきましては、平成21年5月21日から施行するものでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ 何点かお尋ねしたいと思いますが、まず第12条のほうで沖縄振興開発金融公庫というのが残るわけですよね。過去において、この公庫から川口市の職員に派遣をされた、そうした実績があったのかどうかという点と、平成20年度で、前段のところでは国家公務員だとかいろいろ書いてありますが、そういったところから職員の派遣は今何名いらっしゃるのかということ、ちょっとお聞きしておきます。

続いて、裁判員制度に関する特別休暇のことなのですが、いよいよ来年の5月21日から裁判員制度が始まるということで、候補者の指名がもう来ている人もいらっしゃるのではないかと思うのですが、この条例の中でそのつど必要なだけ有給休暇を認めるというふうになっているのですが、裁判員制度では大体何日くらい裁判に参加するのか、制度で言

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

っているのは何日くらいなのかなと思うのですが、本当にそのつど参加するというか、全部認めるというのが前提だと思いますので、ちょっとそのあたりの今の状況をお聞かせください。

2点目が、裁判員となった人の休暇を保障するために、職場の環境づくりですか、そういうのも必要かと思うのですが、職員の皆さんへの裁判員制度についての周知は、どのように今行われているのでしょうか。また、市民向けに何かそういったことを、職員課の領域ではないかもしれませんが、全庁的には、そういったところではどのようなことが今検討されているのでしょうか。まず、その点をお聞かせください。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 まず、12条関係のことですが、現在、国家公務員から部長職2名が本市に来ております。企画財政部長と都市計画部長の2名でございます。公社及び公庫等の職員が本市の職員となった例ですが、それは過去もなく今現在も予定はございません。

それから、裁判員制度でございますが、そのつど必要な期間というのはこの前問い合わせいたしましたところ、裁判員制度は実際約3日間かかるというふうに聞いてございます。平均3日で終わるだろうと。その3日間必ず出席できる方のみが該当となりますので、最初からこの日は出られる、出られないといった方は該当しないと。ですので、議員さんの場合ですと、会期がございますので、それが例えば1か月に1日の裁判員制度で三月あると、会期にあたってしまいますので、これは出席できないという形になります。ですから、一つの裁判員の日がちがどのくらいあいているかはちょっとわからないのですが、平均3日間で終わるというふうに聞いてございます。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

それから、職場のPRですが、職場につきましては、条例施行後一生懸命PRして参りたいと。市民向けにつきましては、今月号の広報かわぐちでも裁判員制度をPRしてございますので、実際そういう形で最高裁のほうの要請に基づいて、本市としては広報かわぐち等でPRしていくという形になろうかと存じます。

以上です。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] ありがとうございます。

沖縄振興開発金融公庫なのですけれども、この公庫は今後なくなるのではないかというふうに聞いているのですが、そのあたりの動きはどのようなのでしょうか。

それと、今の裁判員制度なのですけれども、本当に勉強していませんが、自分が裁判員候補になったことも、他人には言っちゃいけないというふうに言われているのではないかというふうに思うのですが、休暇を申し出るには言わなくちゃいけないわけですよね。そのあたりの関係はどんなふうに。何日前にそういうことを、直前になって休暇くださいと言っても、職場は困っちゃうわけですが、そのあたりのところを本当にどうなっているのかなというような疑問なのですが、そこら辺を教えてくださいと思います。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 沖縄振興開発金融公庫につきましては、平成24年度以降に株式会社日本政策金融公庫に合流するというふうに関わっています。

それから、裁判員制度について、人に言っちゃいけないのではないかと

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

いうことですが、家族、また、親しい友人等につきましては言っ
て差し支えないというふうになってございます。それは家族で内緒とい
うのは全く不可解でございますし、今議員さんがおっしゃったとおり、手続
上言っていただかないと手続もとれませんので、その何日前かというこ
とにつきましては今後の検討課題というふうに考えてございます。なお、候
補者そのものはまだ裁判員にあたったわけではないので、その中から何名
かが事件ごとに、大体50名から100名の方が事件ごとに呼び出し受け
て、その中から裁判員また補充裁判員が決まるというふうに聞いてござい
ます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] ありがとうございます。

そうしますと、24年以降、沖縄振興開発金融公庫が合流するというこ
とでは、条例上はまた改正があるというふうに思っているのですかね。

それとあと、今の裁判員制度ですが、どうもよくわからないのですけれ
ども、言っちゃいけないといつまでたっても言っているのだけれども、言
わざるを得ないわけないですよ。そういう制度だということでもわかりま
した。

それと、大体川口では何人くらいが候補者、関係ないかもしれないので
すけれども、ちょっと聞いておきたいと思うのですが、どのくらいの方が、
この中には候補になった方がおられるかどうかわかりませんが、職
員さんでは指定されていらっしゃるかどうか、川口市で大体何人に1人く
らいが、裁判員に候補者として指定されているのでしょうか、そのあたり
がわかれば教えてください。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 これは新聞の記事でございまして申しわけございせんが、川口市では、1年に必要な裁判員制度であたりそうな方は1,141人ということで、割りかえしますと、350人に1人が候補者です、裁判員の候補者ですから。実際にそこから計算いたしますと、裁判員になる確率は全体の7,000人に1人という形になります。

職員につきましては、この率でいきますと約10人ほどが、候補者としてあっているだろうというふうに予測ができますが、私の知っている中ではまだ1人しか耳に、先ほど先生がおっしゃったとおりに言わないのかもしれないのですが、1人だけはあっているというのは聞いてございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第119号 川口駅南地下公共駐車場条例等の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第119号「川口駅南地下公共駐車場条例等の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

理財部長

○吉田博一理財部長 おはようございます。

委員の皆様には、常日ごろから理財部の事務事業につきまして大変御指導、御理解賜り、ありがとうございます。本日は、理財部にかかわります2つの条例議案につきまして御審議賜りまして、お願いするわけでございます。

はじめに、議案第119号の駐車場条例等の一部改正について御審議させていただき、担当課長からこの後御説明させていただきますが、よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○前原博孝委員長 管財課長

○横田智尚管財課長 おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第119号「川口駅南地下公共駐車場条例等の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、第1条において川口駅南地下公共駐車場条例を、第2条において川口西公園地下公共駐車場条例を、それぞれ一部改正するものでございます。

まず、改正の趣旨でございますが、川口駅東口には、昨年度まで川口市駅前地下駐車場と川口駅南地下公共駐車場の2つの駐車場が設置されておりましたが、川口市駅前地下駐車場が平成20年10月1日から駐輪場になりましたことから、東口には川口駅南地下公共駐車場だけとなりましたので、名称によって駐車場の位置が端的に利用者の皆様によりわかりやすいものとするため、改めるものでございます。また、これに合わせて、川口西公園地下公共駐車場の名称も同様の趣旨から改めるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第1条は、川口駅南地下公共駐車場について条例の題名を川口駅東口地下公共駐車場条例に、名称を川口駅東口地下公共駐車場に改めるものでございます。第2条は、川口西公園地下公共駐車場について同様に、条例の題名を川口駅西口地下公共駐車場条例に、名称を川口駅西口地下公共駐車場に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を平成21年4月1日とするもの。第2項はこれらの名称の改正に伴い、川口市特別会計条例において定められております特別会計の事業の名称を、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

〇 [REDACTED] 駐車場の名称を変えるということなのですが、これに伴って、市民の皆さんへの周知はどういうふうに今後考えておられるのかということと、あと、自動車を運転される人の誘導というか、道案内とか、看板等あると思うのですが、それらの変更だとか、あと、書類上の変更だとか、これに伴ういろいろなところでの事務上の変更なども含めて今後あると思うのですが、どういったものが影響というか、今後変更されなければならないのかということについてお伺いをしたいと思います。

〇前原博孝委員長 管財課長

〇横田智尚管財課長 まず、第1点目の周知につきましてですが、これは市の広報紙への掲載あるいは市のホームページへの掲載、そのほか、場内に掲示することなどによって周知を図って参りたいと存じます。

それから、2点目のこれに伴う事務上の変更点でございますけれども、まずは名称の変更ということでございますから、入口の看板あるいは案内看板等の変更、そのほか、帳票類の変更などが想定されます。

以上でございます。

〇前原博孝委員長 [REDACTED]

〇 [REDACTED] すみません、それにかかわる費用というのは幾らくらいなのか、参考までにお伺いします。

〇前原博孝委員長 管財課長

〇横田智尚管財課長 費用面につきましては今年度の予算の中で対応していく内容でございますが、おおよそ70万円程度。これらにかかわって、両駐車場合わせて70万円程度と想定しております。

以上でございます。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 確認のために伺いますが、両方の今の駐車場の管理は1つのところだったのか、それとも、分かれるのかというのは、管理の状況というのは変化はないのか、確認のためにお伺いします。

○前原博孝委員長 管財課長

○横田智尚管財課長 管理の方法につきましては、名称の変更に伴うことによる直接的な変更というのはいりません。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

[REDACTED]

○[REDACTED] よろしくお願ひします。

今、南地下公共駐車場は東口地下駐車場がなくなっちゃったからというのはわかるのですけれども、西公園地下駐車場に関しての名前の変更はどうして行うのか。また、東口と合わせてしてしまったという、それまでなのでも、ただ、やはり地下駐車場というのはもともと有料道路で貸付金を受けたわけですので、やっぱりそれも私からしたら、何で西公園地下駐車場という名称をつけちゃったのかという、そもそも論になってしまうのですが、ちょっといまいここの説得力がないというか、一貫性がないなど。結局東口に合わせちゃった、同時にこの際だからという感じでやってしまったのか。何かそこら辺をもうちょっと御説明をいただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

○前原博孝委員長 管財課長

○横田智尚管財課長 まず、西公園地下公共駐車場につきましては、こちらは公園が設置されたときと、それから、駐車場が設置されたときと同時期

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

であったものですから、西公園の地下にあるということでそういった名称をつけたと思いますけれども、ただ、川口西公園というのはいわゆる通称とといいますか、愛称とといいますか、リリアパークという名称のほうが非常に広く知られておりまして、川口西公園という名称は、確かに正式名称として公園の名称であるのですけれども、よりわかりやすくするために、この機会に改めさせていただきたいというような趣旨でございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] そう言われちゃうとそうなのですけれども、ただ、呼びやすいというのであれば、自転車駐車場というのですか、駐輪場ではなくて駐車場という、いまだに何かわけわからない日本語になっちゃっているの、そもそもそっちから先にやらなければいけないのではないのかなと思うのです。日本語は地下駐車場だと思うので、やっぱりこれに関しても、もうちょっと直さないといけないものはほかにいっぱいあるのではないのかなと思うので、そういったものも御検討いただいて、今後やっていただきたいなということで要望させていただきたいと思うので、よろしく願いします。

○前原博孝委員長 じゃ、要望でいいのですね。

○ [REDACTED] はい。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

[REDACTED]

○ [REDACTED] すみません、関連しましてちょっと教えていただきたいのですが、今回、川口市駅前地下駐車場が全面駐輪場に転換したことによって、東口の公共の駐車場が南地下駐車場のほう1か所という形になったと

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

思うのですけれども、10月1日から、そのことに伴って、どのくらい駐車状況が稼働率という形でアップしているのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○前原博孝委員長 管財課長

○横田智尚管財課長 駅前地下駐車場は3月31日限りで廃止しておりますので4月以降の駐車場の利用状況についてお答え申し上げたいと存じます。

南地下公共駐車場の利用台数ですけれども、19年度は年間で13万8,302台ということで、月にしますと1万1,525台でございます。4月以降、南地下公共駐車場の11月までの利用台数は12万4,405台ということで、月平均にいたしますと1万5,551台ということで、おおむね月平均しますと、4,000台ほど増加しているというような状況でございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第121号 川口市税条例の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第121号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

理財部長

○吉田博一理財部長 ただ今の御可決いただきましたものに引き続きまして、市税条例の改正につきまして御審議賜りたいと存じます。これにつきましても担当課長より御説明申し上げさせていただきますので、ご審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 おはようございます。

それでは、議案第121号「川口市税条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をさせていただきます。

一般議案の5ページを、条例議案参考資料の8ページをお開きください。

議案第121号「川口市税条例の一部を改正する条例」につきましては、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を、川口市税条例において寄附金税額控除を定めた第34条の6第1項に加え、個人市民税所得割額からの税額控除対象とするた

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

めの改正を行うものでございます。

一般議案の5ページ5行目から11行目までの第34条の6第1項に第3号を加える規定は、所得税法第78条第2項第2号の公益法人等が公益を目的とした事業を行うため広く一般に公募する寄附金、同法同条同項第3号として独立行政法人に対する寄附金、病院または社会福祉事業を目的とする地方独立行政法人に対する寄附金、公益社団または公益財団法人に対する寄附金、学校法人に対する寄附金、社会福祉法人に対する寄附金等を、租税特別措置法第41条の18の3に規定するものとして、国税庁長官が認定した特定非営利活動法人に対する寄附金を、市内に主たる事務所を有する法人または団体に行なった場合のほか、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより指定する法人または団体が行なった場合に、寄附金控除の対象といたすものでございます。

12行目から15行目までの第34条の6第1項に第4号を加える規定は、所得税法第78条第3項に規定する公益信託のうち、埼玉県知事または埼玉県教育委員会が認定した公益信託の中で、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものを寄附金控除の対象といたすものでございます。

16行目の附則第7条第3項の法律番号を削ることにつきましては、租税特別措置法の法律番号第34条の6第1項第3号において用いましたことから、条文の整備を行なったものでございます。

17行目からの附則におきまして施行期日を平成22年4月1日と、19行目からの経過措置におきましては、平成21年1月1日以後に支出した給付金について適用することといたしております。

具体的な税額控除額といたしましては、仮に社会福祉法人に2万円の寄

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

附を行なった場合では、寄附金から5,000円を差し引いた額1万5,000円に市民税所得割の税率6パーセントを乗じました額900円が、市民税所得割額より減額されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ [REDACTED] 御説明をいただいてありがとうございます。まず、寄附控除について、ふるさと納税というものが始まったのですが、こちらの市税条例のほうの寄附金の控除とふるさと納税の控除の違いを、すみません、まず、一点教えていただきたいと思います。

それから、34条の6第1項に次の文を加えるというところの第3号の中に、御説明ではいっぱい中身があったように思うのですが、まず、78条の第2項の第2号というのは、公益法人等とかというところで御説明が始まったのですが、78条の第2項の第2号に該当する寄附というのは、どういうところへの寄附なのかということをお教えいただきたいと思えます。

それから、その次に第3号のほうです。所得税の第3号に掲げる寄附金というのは、これは御説明の中のどこにあたるのかということと、それから、今最後に、2万円寄附した場合の市民税から900円の控除があるということだったのですが、県民税のほうへの影響というか、市県民税も同じく控除の対象になるのかどうか。県民税と市民税の関連についてお聞かせください。

それから、今どういうところへ寄附した場合ということをお聞きしたので

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

ですが、そういった全部でなくても結構ですが、もう少しわかりやすく説明いただいて、市内に主たる事務所があるということと市民の福祉の増進に寄与するというので、市長が指定する法人ということなのですが、そういったところは川口市内にあるのかどうかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 まず、第1点目、今回の寄附金の関係とふるさと納税との違いをというお尋ねだったと思うのですが、ふるさと納税につきましては、地方公共団体、つまり都道府県だとか、市町村に対する寄附金のことをふるさと納税というふうに言っているところであります。ふるさと納税については、個人の方が市町村や都道府県に5,000円を超える額を寄附した場合、寄附金額から5,000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計から一定の限度額を差し引いて税額控除するシステムでございます。これについては寄附の対象は出身地に限らず、全国どこの市町村、都道府県に寄附してもよろしいと、結構ですと、そういうふうお話です。それから、その申告については税務署に確定申告をするということです。

先ほど、税制課長が条例指定寄附の中で2万円寄附した場合はということがありましたが、ふるさと納税で申し上げますと、年収500万円の方が、家族構成は夫婦と子ども2人というふうに仮定した場合、2万円寄附した場合について、住民税が1万5,000円軽減されるということでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 それでは、2点目の所得税法第78条第2項第2号の

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

給付金ということですが、具体的なものとしましては、国宝とか重要文化財として指定されている宗教法人の建物を、広く公募により寄附を求めて改修するものということで、私のほうでちょっと調べたところでは、唐招提寺等の改修の際にこういったものが使われております。

次に、あとは財団法人が医科専門学校の設置のために広く寄附を集めるもの、あるいは、財団法人外国子女教育振興財団が行なっております日本人学校への寄附金等が、こういったものに該当するものと考えておりますが、本市においても、先ほど申し上げました、医科専門学校等の本市に設置のために寄附等を行なった場合、該当してくるのかなというように考えております。

続きまして、同じく第3号の給付金ということになりますが、独立行政法人に対する寄附金としましては、川口に主たる事務所があるものとしましては科学技術振興機構というふうにあります。そういったもの、あるいは、川口市にあります社会福祉法人、学校法人。あとは、租税特別措置法といたしましては、川口にちょっと事務所がないのですが、日本ガーディアン・エンジェルスの川口支部が川口にあります。そういったものが該当してくるのかなというふうに考えております。

それで、県民税との関係につきましては、先ほど1万5,000円の場合、6パーセントの税率を掛けました900円が市民税、4パーセントの税率を掛けました600円が県民税から控除されます。県におきましても、12月議会におきまして、税条例の一部改正ということで同様な寄附金控除の改正の提案をしているところでございますが、県につきましては、県内に主たる事務所があるものということでやっておりますので、例えば、秩父市の社会福祉法人に寄附した場合ですと、川口市に主たる事務所がご

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

ございませんので、県民税のみ控除というようになります。

あと、市内に主たる事務所のある事務所のほかということでございます。と、現在私どもで把握しておりますのが、社会福祉法人であります恩賜財団済生会、あるいは社会福祉法人のぞみ会ということで、これ保育所、保育園の経営を行なっております。あとは、社会福祉法人キングスガーデン埼玉という、これは老人福祉施設です。あと、学校法人では早稲田大学川口芸術学校。あと、先ほど申しました認定特定非営利活動法人としまして、日本ガーディアン・エンジェルスの川口支部等があるということで把握はさせていただいております。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ ありがとうございます。

第3号については、そういうことがちょっとわかりかけてきたのですが、法人の認可を受けている団体しかだめなのですか、寄附する場合。それが1点と、続いて、第4号のほうももう少し詳しく御説明いただけたらと思うのですが、所得税法第78条の3項だから、その規定に基づいた信託財産に支出したものとあるのですが、川口でそういったところは想定できるのかどうかということについてお聞かせください。

それと、寄附に対する控除をするという、そもそもの大もとの税制改正の目的なのですが、どういった、本当に初歩的なことなのですが、寄附に対する控除の幅が広がったということですが、そもそもの目的というのは、寄附行為を促進することなのかということと、あと、このことによって、条例を改正することによって、多分市としては住民税がマイナスになるのではないかなと思うのですが、その影響額などについては計算、予

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

測をされているのかどうか、そのあたりまでお聞かせください。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 法人の認可を受けているもののほかに、法人の認可のために寄附を求める、そういったときに該当することというふうを考えておりますので、条例上におきましても、法人または団体という名称という形で条例案をつくらせていただいております。

また、第4号につきましては、埼玉県知事または埼玉県教育委員会が公益信託として認めているものということでございまして、私どもで調べたところ、川口に該当するものはちょっと見当たらないのですが、一般的には埼玉県ですと、むさしの緑の基金、武蔵野銀行さんがつくっているものとか、あるいは日本的にいきますと、主に多いのは、法人関係で何か財団というのを作りました上に公益信託をつくって、野鳥の会、野鳥を守るために、自然環境を守るために、そういった団体に補助を出しているというようなものが事例に該当いたしまして、現在、先ほど言いましたように川口市でちょっと該当がないのですが、今後、川口市に対してそのような活動をするような公益信託ができた場合について、この条例の対象にするということがありますので、規定を加えさせていただいております。

あと、寄附の目的としまして、今回の寄附金税制の改正につきましては、地域に密着した民間公益活動や、我が国の寄附文化を一層推進する視点から地方税制の改正が行われまして、それに伴いまして、税条例の改正も行わせていただいているものでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 減額になるのかなという点についてはどうでしょうか。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 今年度ちょっと各市内の各団体さんにアンケート調査をさせていただきましたのですが、そういったところから推測しますと、市民税・県民税合わせまして、おおむね年間100万円ほど減収になるというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 寄附文化を向上させるという目的で寄附をしてくださる所得階層の方といたしますか、いろいろあるのでしょうかけれども、広く市民から寄附を呼びかけるようなことになるのでしょうか。それと、施行期日は平成22年4月からで、経過措置として附則に書いてあるのですが、こういったことについての市民への周知はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 今回の税条例の改正につきましては、やはり先ほども申しあげました、市が行うということではなくて、民間の社会福祉法人等さんが寄附を集めるという形になりますので、今回条例が御承認いただきましたときにつきましては、川口市内で該当すると思われる事務所さんのほうに条例の趣旨等を説明しました文書等を差し上げて、その周知に努めていきたいというふうに考えております。また、22年4月からということでございますので、実際的な広報にしましては年明けてという形になりますと、確定申告時にちょっと重なりますので、一応4月過ぎましたあたりに市民への条例改正、このような形で改正になりましたというのと合わせまして、先ほど言いました各団体への寄附についての周知を行いまして、

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

市民の皆さんへの周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] そうしますと、学校法人に対する寄附についてですが、現在も入学時にいろいろ、私立の場合は寄附を求められることが多々あるのですが、そういったものについては対象にされるのでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸男税制課長 学校法人に対する寄附につきましては入学時、あるいは、入学して1年間のうちに新入生、1年生に対するのみの寄附というのは、原則的には寄附金控除の対象となっております。ただ、学校に入学しました後、全校生を対象とした寄附を御父兄が行なった場合については、寄附金控除の対象になりますので、ですから、入学時の寄附については寄附金控除の対象外という形になります。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

○ [REDACTED] わかりました、すみません。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第122号 川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正
する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第122号「川口市認可地縁団体印鑑条例の
一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

市民生活部長

○両家完二市民生活部長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、常日ごろから市政の運営に対しまして格
別なる御尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第122号「川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正
する条例」につきましてこの後担当課長より説明いたさせますので、よろ
しく御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 自治振興課長

○沢田龍哉自治振興課長 よろしくお願ひします。

それでは、議案第122号「川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

する条例」について御説明申し上げます。


一般議案の6ページ並びに条例議案参考資料の10ページをお開きいただきたく存じます。

改正の内容でございますが、公益法人制度改革を目的として民法及び地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の代表者等について、これまでの民法を準用する規定方法から、地方自治法に直接規定する方法に改められたことに伴いまして、条例第2条の代表者以外に印鑑登録を受けられる者として定められている仮代表者、特別代理人及び清算人にかかる引用条項を、民法から地方自治法に直接規定された箇所に改めるとともに、この改正に合わせて、古い表現方法を新しい表現方法に改めるなどの規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ 参考までにお伺いしたいのですが、今、印鑑登録をされている団体はどのくらいあるのかということと、印鑑登録が必要になる場合というのは、どういうときに必要になるのかという点についてお伺いをしておきます。

○前原博孝委員長 自治振興課長

○沢田龍哉自治振興課長 印鑑登録をしている団体ですが、認可地縁団体は41団体ありまして、そのうち印鑑登録をしている団体は17団体でございます。また、印鑑登録が必要になる場合なのですけれども、町会が土地及び町会会館等の建物を登記する場合に必要になっております。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○ [REDACTED] 関連なのですが、現在41町会が地縁団体ということなのですけれども、印鑑登録をした経緯、17年度、18年度、19年度ではどんな動きがあつて、認可地縁団体への移行については今どのようになさつていらつしやるのでしょうか。

○前原博孝委員長 自治振興課長

○沢田龍哉自治振興課長 17年度、18年度、19年度の数でございますけれども、17年度はございません。18年度が4件、19年度3件でございます。また、認可地縁団体への移行でございますけれども、町会会館を新しく建築する場合に必要なことなることから、その場合に認可地縁団体の取得を町会のほうで行なっております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

◎議案第120号 川口市ボランティア人づくり基金条例の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 最後に、議案第120号「川口市ボランティア人づくり基金条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

市民生活部長

○両家完二市民生活部長 続きまして、議案第120号「川口市ボランティア人づくり基金条例の一部を改正する条例」につきましてかわぐち市民パートナーズステーション所長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 かわぐち市民パートナーズステーション所長

○笹巢敏行かわぐち市民パートナーズステーション所長 それでは、議案第120号「川口市ボランティア人づくり基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

一般議案の4ページ並びに条例議案参考資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。

改正の内容ですが、地方自治体への寄附金に対する住民税の新たな控除

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

制度、いわゆるふるさと納税制度の実施に伴い、寄附を受け入れることを明確化するため、第2条に、基金として積み立てる額に基金への積み立てを指定された寄附金の額を加え、また、第6条基金の処分について、基金を管理するための条例であることから、基金の全部処分は条例の廃止を意味すると考えられることから、全部またはを削除するものでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

平成20年12月総務常任委員会 12月15日（月）

◎委員会視察について

○前原博孝委員長　ここで委員の皆様に申し上げます。

当委員会の来年度の視察項目及び視察先につきまして各委員からの提案、御希望がございましたら、3月4日に開催予定の当委員会までに、委員長
の私まで御報告いただきますようお願い申し上げます。なお、行程の決定
につきましては、いただきました提案・希望等に十分配慮いたしますが、
受入先との調整等がございますことから、正副委員長に御一任くださいま
すようお願い申し上げます。

◎閉　　会

○前原博孝委員長　以上で、本日予定しておりました案件はすべて終了いた
しました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。

本日はまことに御苦労さまでした。

午前11時20分閉会

総務常任委員会審査順序 ~~(案)~~

(第4委員会室)

順序	議案番号	件名	頁	所管	結果
1	111	平成20年度川口市一般会計補正予算(第3号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第2款 総務費 △ 歳入の部 第16款 財産収入 第17款 寄附金 第18款 繰入金 第19款 繰越金 第20款 諸収入	予-2 説-8	企画財政部 総合政策課 財政課	
2	118	川口市交付公債条例の一部を改正する条例	般-2	企画財政部 財政課	
3	117	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	般-1	総務部 職員課	
4	119	川口駅南地下公共駐車場条例等の一部を改正する条例	般-3	理財部 管財課	
5	121	川口市税条例の一部を改正する条例	般-5	理財部 税制課 市民税課	
6	122	川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	般-6	市民生活部 自治振興課	
7	120	川口市ボランティア人づくり基金条例の一部を改正する条例	般-4	市民生活部 かわぐち市民 パートナーシップ	

※ 予 予算議案
説 補正予算説明書
般 一般議案